

手洗い、うがい、咳エチケットで ～防ごう感染症～

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症対策には手洗い、うがい、咳エチケットが重要です。「新しい生活様式」の中で、感染しない・させないために次のポイントを守りましょう。

手洗いのポイント

外出後、戻ってきたときには手洗いをする習慣を付けましょう。その他、調理の前後、食事前などに小まめに行いましょう。手指に付いたウイルスは、せっけんで丁寧に洗うことでほぼ洗い流すことができます。手洗いをするときは時計や指輪を外し、蛇口やレバーで水を止めるときは手首やペーパータオルを使いましょう。また、手洗いをしていない手で目や口を触ると、感染する恐れがあります。



うがい

外出先からの帰宅時など、外から帰ってきたときは、うがいをしましょう。

咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクやハンカチを使いましょう。咳やくしゃみを手で押さえると、手にウイルスが付着し、ドアノブなどを介して感染が広がる恐れがあります。

新型コロナウイルス感染症相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、県が設置している次の専用ダイヤルへご相談ください（電話番号は8月21日時点のもの）。

○帰国者・接触者相談センター受付窓口

☎(0570)056799 ☎045(285)1015 ☎045(285)0216

受付時間 24時間

※ファクスでの相談は電話での相談が難しい方が対象。

○新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

☎(0570)056774 ☎045(285)0536 ☎045(633)3770

※番号プッシュ操作により質問内容ごとに窓口へつなぎます。

※ファクスでの相談は緊急性の高い相談のみ回答。

受付時間 ▽軽い症状のある方や感染の不安、健康・医療に関する相談＝午前9時～午後9時 ▽その他の相談＝平日午前9時～午後5時

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

庭木の枝（剪定枝）・ 落ち葉・下草の資源化・戸別回収

市では、ごみの減量化を推進するために、家庭の庭木を剪定した際に出る枝、落ち葉、下草類を資源物として無料で戸別回収を行っています。

回収には事前に下記の申込専用電話番号への申し込みが必要です。申し込みずに燃やすごみの日などに集積所に出しても回収されないの、ご注意ください。

枝を出す際は太さ20センチメートル以内、長さ1メートル以内の枝を直径30センチメートル以内の太さに束ねてください。

また、落ち葉、下草を出す際は、土や石などが混入しないようにし、透明・半透明のポリ袋に入れてください。

対象外の寸法の枝については、民間業者（有料）を紹介しますので、申込専用電話番号へお問い合わせください。

○申込専用電話番号 ☎046(252)7560

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 ☎046(252)7616

9月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第3期）▽国民健康保険税（第4期）▽介護保険料（第4期）▽後期高齢者医療保険料（第3期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。

座間市中小企業雇用維持給付金 （新型コロナウイルス感染症対策）

市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、事業の維持や雇用の安定を図るため、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）（以下、雇用調整助成金等）を活用した市内中小企業者に対し、独自の給付金を給付します。

○対象 市内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（申請に係る対応期間が4月1日から9月30日までの期間に1日以上含まれる場合が対象）

○給付額 1事業者当たり30万円（1回限り）

※雇用調整助成金等の申請に際して社会保険労務士などに委託した場合は、要した経費を給付額に加算（上限10万円）し給付。

○申請方法 令和3年2月28日（日）までに市ホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記入の上、添付書類をそろえて〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送

詳しくは市ホームページをご覧ください。担当へお問い合わせください。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

令和2年度市民大学の中止

座間市教育委員会と相模原市教育委員会では、例年、大学と専門学校の協力を得て、さがまちコンソーシアムに業務委託し、市民大学を開講しています。

しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従来通りの開催が困難であることから、全ての講座を中止し、開催を見送ることとなりました。受講を検討していた皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

○問い合わせ先 さがまちコンソーシアム事務局内市民大学担当 ☎042(703)8550（月曜～金曜日午前9時～午後5時）<https://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/index.html>

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

9月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時	☎046(252)8490 （電話相談可）
弁護士（面談のみ）	8日夜 9日 15日夜 16日 23日 29日夜	第2・第3・第5火曜日 午後6時～8時30分 第2・第3・第4水曜日 午後1時30分～4時30分
行政書士（遺言書等作成）	17日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分（申し込みは16日まで）
交通事故	10日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
税理士（登記・少額訴訟）	15日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時（電話のみ）
不動産（取引・契約）	25日	毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	18日	4・6・12月を除く月の第3金曜日午後1時30分～4時30分（電話のみ）
市民一般	24日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
	11日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（申し込みは10日まで）
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） 毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	17日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ざまコミュニティプラザ2階8会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時30分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732